

川場学園 いじめ防止基本方針

川場村立川場学園 R7. 4.1

1 いじめ防止のための基本的な方針

いじめの防止等の対策に関する基本理念

【学校教育目標】

◎自分と向き合う力、自分を高める力、他者とつながる力を伸ばす川場学園

【具体目標】

- 自分と向き合う力：粘り強く自分を鍛える子
- 自分を高める力：自ら進んで自分のよさを発揮できる子
- 他者とつながる力：友だちと協力して課題を解決できる子

【いじめ防止のための目指す児童像】

- いじめをしない、許さない、たくましい心と行動力をもった児童・生徒
- 感謝と思いやり、人を大切に作る心をもつ児童・生徒
- 社会の一員として、他者と良好な関係を築き、協働できる児童・生徒

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「当該児童と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本学園では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめ防止組織（「いじめ防止委員会」と称する）の設置

【構成】

校長、小中教頭、生徒指導主事（主任）、教育相談担当、各ブロック主任、特支CO、養護教諭、（該当学級担任）、SC（必要に応じて協力要請）

【役割】

- ①いじめ防止に関する計画立案及び評価改善に関すること
- ②いじめの未然防止から対応に至るまでの指導に関すること
- ③いじめ防止に向けた職員の資質能力向上のための校内研修に関すること
- ④年間計画に位置付けられて行われる取り組みの企画・実施や有効性の検証

【開催】

月1回の生徒指導委員会を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

3 いじめの未然防止・早期発見に向けた具体的な取組

(1) 「分かる」授業の実践

- ・授業のねらいと手立て、評価項目を明確にし、児童生徒一人一人が「分かる喜び」「できる喜び」「活用するよさ」を実感できる授業を実践する。
- ・生徒指導の3つの機能「自己存在感を与える授業」「共感的人間関係を基盤とした授業」「自己決定の場を与える授業」を生かした授業づくりを行う。

(2) 規律の徹底

- ・挨拶、返事、よい姿勢ができるよう、場に即した指導をする。
- ・学級だけでなく、集会等を通して、話の聴き方の指導を効果的に行う。
- ・話の聴き方については、学級での指導だけでなく、集会等も活用して効果的に行う。
- ・成長段階に応じて幅を持たせつつも、全ブロックが同一歩調で指導にあたるよう心がける。

(3) 人間関係形成能力の向上

- ・S・Cとの連携協力による良好な人間関係構築のためのスキルアップ、また、計画的なグループエンカウンター等の実施を通して、人間関係形成能力の向上を図る。

(4) 生徒会（児童会）活動の充実

- ・ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」を受け、本校においては、令和7年度のスローガンとして『
（未定）』を掲げ、学校全体として統一した取り組みを進める。
- ・児童・生徒がいじめ防止に向けて主体的に考えて行動できるような働きかけを行う。

(5) 環境づくり

- ・教室環境やトイレのサンダル、各種掲示物の乱れを見逃さず、常に明るい環境を維持できるように、教師と児童生徒が一体となって環境整備に取り組む。

(6) 道徳教育・人権教育の推進

- ・自分事として考え、議論する道徳科の授業を目指して工夫改善し、「よりよい人間関係を築くために、相手の立場を尊重し、正義感をもって自律的に行動し、思いやりの心を表現できる児童生徒」を育成する。
- ・「人権週間」の講話・標語・ポスター等の取り組みを充実させる。

(7) 自然体験、交流体験、社会体験の充実

- ・教育活動のすべての場面で「命の大切さ」を説き、常に他者との関わりを意識させる。
- ・異年齢交流などを計画的に展開し、リーダーシップを意識させたり、役割分担の必要性に気付かせたりする。

(8) ICTリテラシーの向上

- ・児童生徒や保護者を対象とした情報モラル講習会を開催し、携帯、インターネットなどの情報機器を活用したコミュニケーションの特性、危険性を知らせ、SNS等を介したいじめの防止につなげる。その際、児童生徒の主体的な取り組みを促し、正しく判断・行動できる児童生徒の育成を目指す。

(9) 学校内のブロック連携や家庭、他機関の協力体制の整備

- ・各ブロックや幼稚園との情報交換を積極的に行う。
- ・保護者懇談会等において、いじめを発見した際の学校への連絡をお願いしておく。また、保護者からの訴えに耳を傾ける。
- ・青少推会長・主任児童委員・駐在所長・社会福祉協議会事務局長・有識者等で構成されている「学校運営協議会」のメンバーと密なる連携を図っていく。

(10) 教職員の取り組み

- ・学校生活の中の各場面において、児童生徒とともに活動し、個々の児童生徒が適切な人間関係の中で活動できているか把握する。
- ・指導すべき状況は見逃さず、その場で指導を原則とするが、最終的には児童生徒の自己判断・自己決定を経て事案が解決し、安全安心な学校生活が戻るように支援していく。

- ・各担任、顧問等は児童生徒の状況や変化を記録し、他の職員と情報交換しながらチームで指導にあたる。
- ・教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。

4 いじめやいじめが疑われる事案発生時の対応

(1) 情報取得と安全確保

- ①いじめに関する情報を得た場合、情報を得た者は他の職員と協力し、該当児童生徒の安全確保に努める。

(2) 情報の固定と削除要請

- ①携帯、インターネットによるいじめの場合は、画面情報を印刷または保存するなど、その情報を固定する。
- ②関係機関を通して情報の削除を要請する。

(3) 概要の報告と対応方針の確認

- ①情報を得た者は、該当児童生徒に関わる担任、生徒指導主事（主任）に連絡する。
- ②生徒指導主事（主任）は、状況を管理職に報告するとともに、「いじめ防止委員会」を開催し、対応方針を確認する。

(4) 事実確認

- ①「いじめ防止委員会」で確認された対応方針に従い、被害者、加害者、周りにいた者などに事実確認を行い記録する。内容に間違いがないか児童生徒に再確認する。
- ②事実確認については、複数の職員があたることを原則とする。

(5) 聴取内容の突き合わせ

- ①被害者、加害者、周りにいた者から聴取した内容を付き合わせ、聴取内容を整理する。

(6) 事実の再確認

- ①不整合部分を再度、被害者、加害者、周りにいた者から再確認し、内容を整理する。

(7) 聴取内容の共通理解と対応方針の再確認

- ①聴取内容を整理し、被害児童生徒・保護者、加害児童生徒・保護者への対応方針を確認する。

(8) 被害児童生徒の保護者への説明等

- ①いじめに関する事実内容と今後の指導方針を説明し、理解を求める。

(9) 加害児童生徒の保護者への説明等

- ①いじめに関する事実内容及び被害児童生徒・保護者の思いを伝えるとともに、加害児童生徒の今後の健全な成長のための学校としての姿勢を説明する。

(10) 早急な対応

- ①いじめが明らかになった場合の対応は、短期間の中で組織的に対応する。
- ②教師がひとつの事案に係り切りになり他の児童生徒への配慮が疎かになるようなことがあると、別の事案が発生する可能性があることを自覚する。

5 重大事態への対応

【重大事態の定義】「いじめ防止対策推進法」より

- ① いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- ③ 児童・生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

（1）報告・調査・結果の提供

- ① 教育委員会への報告
 - ・ 重大事態が発生した場合は、校長又は教頭が川場村教育委員会に速やかに報告する。
- ② 重大事態調査組織の設置
 - ・ 川場村教育委員会の判断により、学校又は教育委員会に重大事態調査組織（以下「調査委員会」と称する）を設置する。
- ③ 学校を調査主体とする「調査委員会」の構成員
 - ・ 上記③の調査委員会の構成員は次の通りとする。校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭、SC及び学校運営協議会員
- ④ 調査の実施
 - ・ 事実関係を明らかにするために「調査委員会」による調査を実施する。
- ⑤ 調査結果の提供
 - ・ 「調査委員会」は調査結果について、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

（2）該当児童生徒・保護者への対応

- ① 弔意（自殺の場合）表明と状況把握
 - ・ 連絡後直ぐに校長又は教頭及び担任が出向き、弔意を表すとともに、状況を把握する。
 - ・ 調査委員会による調査を実施し、結果を早急に提供する旨を伝える。

（3）児童生徒への対応

- ① 教育的な配慮を踏まえながら、重大事態の状況を説明する。
- ② 学校としての対応方針について説明する。

（4）PTA役員及び全校保護者への対応

- ① PTA役員への報告と対応方針の説明
 - ・ 上記（2）①により把握した内容の報告と今後の対応方針についての説明を校長が行う。
- ② 緊急保護者会の開催
 - ・ 学校緊急メール等を活用し、緊急保護者会の開催について各担任、教頭が周知する。
- ③ 緊急保護者会の概要
 - ・ 重大事態の概要と学校としての対応方針及び対応状況、今後の対応について説明する。
 - ・ 児童生徒の心のケアを進めるため関係機関への派遣を依頼する旨を知らせる。
 - ・ 家庭での心の安定について協力を求める。

（5）報道機関への対応

- ① 対応窓口については校長に一本化し、発表方針を決定する。
 - ・ 発表内容（謝罪表明、状況説明、対応説明、原因説明、対策説明、姿勢説明）の決定。
 - ・ 会見者（校長、教頭）、補助者の決定。
- ② 緊急記者会見用資料の作成（別紙参照）
 - ・ 家庭での心の安定について協力を求める。
- ③ 想定問答集の作成

(別紙)

緊急記者会見用資料（項目例）

報道関係者各位

令和〇年〇〇月〇〇日
川場村立川場学園

(タ イ ト ル)

(事件・事故概要及びコメント等を文章で記載)

1 経緯

- ・概要で示した内容を、より詳細に記述
- ・記載方法は自由（文章形式、時系列順に箇条書き等）

2 原因

- ・会見時点で判明している内容を記載

3 今後の対策等

- ・必要に応じて、今後の対策だけでなく、学校としての見解や方針等を記載
- ・「1 経緯」「2 原因」には該当しないが、対外的に伝えておくべき内容を記載

本 件 問 合 せ 先	
川場村立	川場学園
(職 ・ 氏 名)	
住所	利根郡川場村谷地2402
電話	0278-52-2012
FAX	0278-52-3624

7 川場小学校児童会いじめ防止に関する年間計画

目 標	昨年度までに行ってきた本校の「いじめ防止活動」で学んだことを生かすと共に、自分たちでいじめをなくそうという意識を高める。	
	全県の取組	児童会活動
4月		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止ポスターの掲示・活用（県教育委員会作成） <ul style="list-style-type: none"> ・教室に掲示し，いじめ防止に対する意識を高める。 ○1年生を迎える会 <ul style="list-style-type: none"> ・同じ学校の一員として自覚を深めさせ，仲良く助け合っ学校生活を送れるようにする。 ○代表委員会でスローガンについて話し合い，全校で取り組めるように呼びかける。 ○「いじめ防止強化月間」への取組 <ul style="list-style-type: none"> ・児童集会：「いじめ防止宣言」を使用して，「いじめ防止活動」や「いじめ防止活動強化月間」についての説明を行う。 ・各委員会ごとに，「いじめ防止」に関わる活動を計画し実施してもらえよう呼びかける。
5月	春の「いじめ防止強化月間」	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつの意義を考え、互いに相手を認める心を育てる。 <ul style="list-style-type: none"> ・全校児童による、登校班ごとのいじめ防止あいさつ運動の実施 ○6年生が企画・運営する「ふれあいタイム」で、異学年交流の縦割り活動で相手を思いやる心や、よりよい人間関係を築こうとする気持ちを育てる。
6月		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止フォーラムに参加して活動計画を発表し，意見交換会を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止ポスターの作成を呼びかける。
7月 8月	いじめ防止フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> ○フォーラムで出された意見を児童集会で発表する。 ○いじめ防止ポスター代表作品を校内掲示し，意識を一層高める。
9月 10月 11月		<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ防止強化月間」への取組 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止標語の作成を呼びかける。 ・各学級で道徳や学級活動で「いじめ防止」に関する授業を通じた実践を行う。
12月	冬の「いじめ防止強化月間」	<ul style="list-style-type: none"> ・全校児童による、登校班ごとのあいさつ運動の実施 ・「なかよし集会」（いじめ防止集会）を開く。 <ul style="list-style-type: none"> ポスター・標語の紹介 各学級・委員会の活動発表 ○代表児童が村のいじめ防止子ども会議で，本校の実践発表や意見交換を行う。
1月 2月 3月	村いじめ防止子ども会議	<ul style="list-style-type: none"> ○川場中学校のよい取組を児童集会で報告する。 ○6年生を送る会を行うことにより，卒業生に感謝の気持ちを持ち，自分たちでよりよい学校をつくろうとする意欲を高める。 ○1年間の活動を振り返り，次年度へつなげる。

☆ 担任として学級経営を見直すチェックリスト

直接いじめの加害者・被害者になっていない子どもたちでも、いじめが起きやすい雰囲気のある学級集団の中にいると心が乱れてきます。反対に、学級の環境を整備することで、子どもたちの心が豊かになり、温かい人間関係を築くことが可能になります。ここでは、学級担任として、日々の学級経営を見直す際のチェックポイントを示します。

【教師の言動】

- 子どもの言い分に耳を傾けている。
- 子どものよさを見つけようとしている。
- 人に迷惑をかける行動には、毅然とした態度で対応している。
- えこひいきや差別をせずに子どもに接している。
- やたらと競争意識をあおったり、個人の責任を集団に押しつけない。
- 個人のプライバシーを守っている。
- 一日に一回は会話をするなど、どの子どもともかかわり合いをもっている。
- 教師自身が児童生徒を傷つけたり、いじめを助長したりするような言動をしない。

【授業時間・学級活動】

- わかりやすい授業、充実感のもてる活動が行われている。
- どの子どもの発言にも、全員が耳を傾けている。
- 困ったことを話題にし、本音を出して考え合うムードができています。
- 朝の会、帰りの会が内容豊かで、生き生きと運営されている。
- リーダーに協力する支援体制ができています。
- 係が積極的に活動し、新しい試みを取り入れようとしている。

【日々の生活】

- 誤りを認め、許し合えるムードがある。
- 教室に笑い声が響き、明るい雰囲気がある。
- 学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。
- 給食時に和やかな雰囲気があり、清掃や係活動等で公平に仕事がされている。

【教員同士の連携・保護者との連携】

- 学年会や他の会議で、子どもの様子を情報交換できる場が確保されている。
- 日頃から職員室に、子どもや学級の様子を気楽に話題にできるムードがある。
- 学年だよりや学級だよりなどで、学年・学級の取組の様子が保護者に理解されている。
- 日頃から、個々の子どもの様子を保護者と連絡し合えるシステムが確立されている。
- いじめ等の問題について、保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、正確に情報提供している。

※子どもたちは、学校のすべての場で学んでいる。学校全体の方針のもと、学年等で情報交換を密にし、教職員同士が互いに高まり合いながら学級経営を見直していく必要がある。また、学級をチェックする時期やチェックしたことの生かし方を考え合う等、見直しを持って臨むこと。

☆ いじめ発見のチェックポイント

いじめへの対応で大切なことは、いじめの兆候に早く気づき、早期に対応を図ることです。学校で注意しておきたい「いじめのサイン」として以下のようなものがあります。教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発する小さなサイン（言葉や表情、しぐさ）を見逃さずに、早期に対応することが大切です。

朝の会	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える。 <input type="checkbox"/> 始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。 <input type="checkbox"/> 表情がさえず、うつむきがちになる。 <input type="checkbox"/> 出席確認の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。 <input type="checkbox"/> 持ち物が紛失したり、落書きされたりする。
授業開始	<input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる。 <input type="checkbox"/> 用具・机・椅子等が散乱している。 <input type="checkbox"/> 周囲が何となくざわついている。 <input type="checkbox"/> 一人だけ遅れて教室に入る。 <input type="checkbox"/> 席を替えられている。
授業中	<input type="checkbox"/> 頭痛・腹痛を頻繁に訴える。 <input type="checkbox"/> 保健室によく行くようになる。 <input type="checkbox"/> グループ分けで孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> 正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。 <input type="checkbox"/> テストの成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。
休み時間	<input type="checkbox"/> 教室や図書室で一人である。 <input type="checkbox"/> 今まで一緒だったグループからはずれている。 <input type="checkbox"/> 訳もなく階段や廊下を歩いていたたり、用もないのに職員室に来たりする。 <input type="checkbox"/> 友だちと一緒にいても表情が暗い。オドオドした様子で友だちについていく。 <input type="checkbox"/> 理由もなく服を汚していたり、ボタンが取れていたたりする。
給食時	<input type="checkbox"/> 机を寄せて席を作ろうとしない。 <input type="checkbox"/> その子どもが配膳すると嫌がられる。 <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる。（盛りつけをしない。わざと多く盛りつける） <input type="checkbox"/> 食欲がない。 <input type="checkbox"/> 笑顔が無く、黙って食べている。
清掃時	<input type="checkbox"/> その子どもの机や椅子だけが運ばれず、放置されている。 <input type="checkbox"/> その子どもの机や椅子をふざけながら蹴ったり、掃除用具で叩いたりする。 <input type="checkbox"/> 他の子どもと一人離れて清掃している。 <input type="checkbox"/> 皆の嫌がる分担をいつもしている。 <input type="checkbox"/> 目の前にゴミを捨てられる。
放課後	<input type="checkbox"/> 下校が早い。あるいはいつまでも学校に残っている。 <input type="checkbox"/> 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。 <input type="checkbox"/> みんなの持ち物を持たされている。 <input type="checkbox"/> 通常の通学路を通らずに帰宅する。 <input type="checkbox"/> 靴や鞆、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。
その他	<input type="checkbox"/> 教科書や机、掲示物にいたずら書きをされる。 <input type="checkbox"/> 叩かれる、押される、蹴られる、突かれるなど、ちょっかいを出される。 <input type="checkbox"/> 独り言を言ったり、急に大声を出したりする。 <input type="checkbox"/> 教師と視線を合わさない。話す時に不安そうな表情をする。 <input type="checkbox"/> 宿題や集金などの提出が遅れる。 <input type="checkbox"/> 刃物など、危険な物を所持する。